

事務連絡  
令和6年5月20日

各都道府県  
教育支援体制整備事業費交付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和6年度教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）（令和5年度補正予算繰越分及び令和6年度当初予算分）に係る事業募集について（通知）

幼児教育の振興につきまして、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
標記の交付金について、下記のとおり令和6年度に実施する事業について、募集を行いますので、各都道府県におかれましては期日までに事業計画書を作成の上、御提出いただきますようお願いいたします。自治体内でご担当が複数の部局にまたがる場合は、教育支援体制整備事業費交付金御担当課において取りまとめの上、提出先まで御提出ください。

## 記

### 1 補助事業について

今回の募集で対象となるのは以下のとおりです。なお、詳細については別紙をご参照ください。

- (1) 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
- (2) 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
- (3) 認定こども園等の業務体制への支援
- (4) 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援

### 2 補助対象期間について

都道府県において要綱等による定めがある場合を除き、文部科学省から内定前に購入や契約等を行った費用については補助対象外となります。

### 3 事業計画書の提出について

令和6年6月28日（金）までに別添様式により下記提出先まで御提出ください。  
※記載方法等については様式内の記載例等を参照の上、記載してください。

（提出書類）

- ・【県番号・県名】令和6年度教育支援体制整備事業費交付金事業計画書
- ・【県番号・県名】令和6年度教育支援体制整備事業費交付金事業計画書内訳

以上 2点

※ 電子媒体のみご提出ください。

(提出先)

URL よりファイルをアップロードしてください。

<https://mext.ent.box.com/f/4868bdcba80a440ba157604afdc64f55>

※メールでも受付いたします。

アドレス：youji-shinkou@mext.go.jp

※件名を「【県番号・都道府県名】令和6年度教育支援体制整備事業費交付金事業計画書  
(提出)」としてください。

※タイトルは「【県番号・都道府県名】令和6年度教育支援体制整備事業費交付金事業計画書」

※申請がない場合も期日までにその旨ご連絡ください。

- ・事業計画書の提出期限 . . . **令和6年6月28日(金)**【締切厳守】
- ・内定 . . . 令和6年7月中旬(予定)

**【本件お問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課振興係

電 話：03-6734-2714 (直通)

メール：youji-shinkou@mext.go.jp

別紙1

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

1 内容

(1) 内容

遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

2 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

遊具等環境整備 1施設当たり 2,000千円

(2) 負担割合

- ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園  
国1/2、事業者1/2
- イ 幼稚園  
国1/3、事業者2/3

(3) 下限額

- ・一台につき50万円以上の遊具
- ・一式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

3 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費

4 留意事項

- ・遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1/2以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。

- ・施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備の整備を対象としているため、これらの購入費用や設置、備え付けに必要な経費は対象となるが、屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備は対象とならない。また、設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等も対象とならない。

## 別紙2

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

#### 1 内容

##### (1) 内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

##### (2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

##### (3) 実施主体

都道府県

##### (4) 事業者

都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

#### 2 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

研修参加教職員1人当たり 6,250円

##### (2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

#### 3 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

#### 4 留意事項

同一の教職員が複数回受講した場合でも、実際に受講する人数（重複は含めない）を記載すること。

## 別紙3

### 認定こども園等の業務体制への支援

#### 1 内容

##### (1) 内容

##### ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条及び第17条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

##### ②補助員等配置による園務の平準化支援

朝の登園時等の業務負荷が大きい時間帯において、幼稚園の入口における園児の受け入れ、園児の建物内への誘導及び担任教員に対する登園状況の報告（登園管理システムを導入している場合は、システム上での登園状況の報告、園バスの乗車状況や保護者からの出欠連絡との齟齬がないかの確認を含む。）等により、担任教員等の業務負荷を軽減し、もって園務の平準化を図ることを目的として、新たに補助員等を配置するために必要な費用を補助する。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

- ①学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）
- ②施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）

#### 2 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

|            |        |         |
|------------|--------|---------|
| ①事務職員等雇上費等 | 1施設当たり | 1,600千円 |
| ②補助員等雇上費等  | 1施設当たり | 225千円   |

##### (2) 負担割合

国1/2 事業者1/2

### 3 対象経費

- ①認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等
- ②登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

### 4 留意事項

- ・事業計画書には移行のための準備支援と平準化支援の合算額を記載すること。
- ①認定こども園等への円滑な移行のための準備支援
    - ・交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
    - ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分ができるようにすること。
    - ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。
    - ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。
  - ②補助員等配置による園務の平準化支援
    - ・補助対象となるのは、朝の登園時等に担任教員等の業務負担を軽減し、園務の平準化を図ることを目的として、交付決定年度に新たに補助員等を配置した場合に限ること。
    - ・補助を受けて配置する者は、幼稚園教諭免許状あるいは保育士資格を有する者や教育補助員として勤務経験のある者等、子供の命を預かる業務にあたる知見や経験のある者とするとともに、園長や担任教員等との連携の下、子供を安心・安全に育む業務体制を構築すること。
    - ・配置初年度に係る経費のみを補助対象とすること。同一の園に対して2年目以降の経費を補助対象とすることは認められない。
    - ・チーム保育加配加算等、人員配置に係る他の補助制度により国費での支援を受けている者に係る重複受給は認められない。
    - ・本事業の対象となる業務と他の業務をあわせて行う者を配置する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分ができるようにすること。
    - ・当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務に係る部分が明確にわかるようにすること。

## 別紙4

### 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援について

#### 1 内容

##### (1) 内容

幼稚園等における幼児教育の質の向上のため、日々の教育実践に関する記録の保存、指導案や指導要録の作成、教職員間での円滑な共有や保護者等への円滑な情報発信を図るためのシステム導入や端末の購入等に必要な経費に対する補助を行う。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人、社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

#### 2 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

|        |                |
|--------|----------------|
| 一施設当たり | 1,000千円（6学級以下） |
|        | 1,500千円（7学級以上） |

##### (2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

##### (3) 学級数について

学級数については、原則として令和5年度学校基本調査で園が回答した学級数とする。（実態によっては、令和6年度で回答を行う予定の学級数も可能とする）

#### 3 対象経費

##### ①対象となる事業について

教職員等が行う教育に係る資料の作成業務を電子化するために必要となるパソコン・タブレット等の備品を購入する経費に加えて、日々の活動記録の保存や資料の共有を円滑にするためのシステム導入に必要な経費について対象となる。

〈対象となる事業の例〉

- ・手書きの資料作成からパソコン等を使用した資料作成への電子化するためのパソコン・タブレット端末等の導入
- ・作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
- ・教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
- ・保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入

##### ②対象となる経費について

上記の整備事業を行うために必要となる、情報システムの導入費、改修費、リース料、保守費、端末や備品等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等を対象とする。



#### 4 留意事項

- 令和5年度において、令和5年度補正予算で実施する事業の交付を受けた園においても、今回の募集で申請することができる。ただし、該当の園において令和5年度中に令和5年度補正予算事業として交付決定された額と、令和6年度中に実施する事業として申請する額の合計は上限額を超えることはできない。
- また、同一の交付対象経費や、切り分けることができない一式の交付対象経費について、令和5年度中に交付決定を受けた額と、令和6年度申請分の両予算を充てて申請することができない。
- 本募集は、幼児教育の質の向上を目的とした ICT 化の促進を行うために募集するものであり、こども家庭庁で募集する「保育所等における ICT 化推進事業」と重複して申請することはできない。
- リース料、保守費は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外。
- 教育に係る資料の電子化に必要な ICT 環境整備に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費（原則として運搬費・調整費等の付帯経費は除く）も対象とする。
- パソコン・タブレット等の備品は具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資することが説明できるものに限る。
- 資料の電子化を目的とした Wi-Fi ルータ設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象ですが、大規模な改修工事を伴わないものに限る。